

船橋市監査委員告示第11号

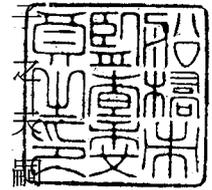
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成25年度から令和3年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和5年11月2日

船橋市監査委員

同
同
同

栗 林 紀
齋 藤 弘
浦 田 秀
松 橋 浩



年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
1	保健体育課	60	指摘	保健体育課において、各学校から提出があった震災時対応マニュアルについて内容を確認する必要がある。特に、震災時対応マニュアルが各学校の立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているか等を確認し、その内容に不備があるときにはその是正を指示、指導する仕組みを構築する必要があるものと考えられる。現在、ひな形を参考に各学校で震災時対応マニュアルを作成することとなっているが、より実効性のあるマニュアルの作成に向けて、各学校との連携を深められたい。	R2.11.12	各学校の震災時対応マニュアルについては、令和2年度から毎年度保健体育課に提出させ、ひな型に沿って作成されているか確認し、内容に不備があるときは修正等の指導を行っている。以上のとおり、各学校の震災時対応マニュアルについては確認から指導までの仕組みを構築した。	左記のとおり措置済み。
13	学務課	80	指摘	奨学金の返還の納期限については、一律に3月31日とみなすことなく、個々の借受者が選択した返還方法のとりの納期限とすることを徹底されたい。 また、督促は、法令に従い必ず実施しなければならないものであり(船橋市債権管理条例第6条)、また、時効中断の効力を有するものである(地方自治法第236条第4項)ことから、借受者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合には、船橋市債権管理条例施行規則第5条第1項に従い、履行期限後30日以内に督促する事務を徹底されたい。	R2.11.12	令和5年4月から奨学金管理システムでの運用を開始し、個々の借受者が選択した返還方法どりの納期限を定め、履行期限後30日以内に督促する事務も徹底し、債権の適切な管理を行っている。	左記のとおり措置済み。
94	保健体育課 (各学校) 危機管理課	210	指摘	災害時の職員参集基準・緊急連絡方法・安否確認方法を、事前計画によって作成し、継続的な訓練によって職員に方法を学習させるとともに、防災訓練を通して職員間で共有・検証するよう取り組まれたい。	R2.11.12	各学校で研修が行われるよう、教職員の研修等について記載された震災時対応マニュアルのひな型を作成し、各学校に反映させるよう指示しているが、令和4年度時点で反映されていない学校があるため、今年度新たに作成した震災時対応マニュアルを提出するよう依頼し提出を受け、保健体育課で確認を行っている。(保健体育課)	令和5年度中に、各学校から提出された震災時対応マニュアルに教職員の研修等についての記載が反映されているか確認し、必要に応じて指導し再提出させる。(保健体育課)
98	保健体育課 (各学校) 危機管理課	211	指摘	ハザードマップは科学的な被害・影響の想定結果であり、施設内の配置図などと併せて施設内の防災安全マップを作成したり、避難所として当該施設が使えない場合の避難場所・避難経路を決定したり、それらを職員間で共有・検証するために防災訓練を実施することは、児童・生徒の命を守るために必要な事前対策であり、市教育委員会及び危機管理課などの指導・調整のもとで、早急に実施・検証を行われたい。	R2.11.12	津波や洪水被害が想定されている学校については、令和2年度にハザードマップを配布の上、校舎内の安全マップを作成するよう指示した。併せて2次避難場所及び3次避難場所について定めることを指示し、震災時対応マニュアルにも記載されるようひな型を改訂したが、令和4年度時点で反映されていない学校があるため、今年度新たに作成した震災時対応マニュアルを提出するよう依頼し提出を受け、保健体育課で確認を行っている。(保健体育課)	令和5年度中に、各学校から提出された震災時対応マニュアルに、2次避難場所及び3次避難場所についての記載が反映されているか確認し、必要に応じて指導し再提出させる。(保健体育課)